

最近の女性活躍の状況について

平成30年1月24日
内閣府男女共同参画局

第4次男女共同参画基本計画の政策領域目標の状況

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したもの

I あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

項 目		計画策定時	最新値	成果目標
国家公務員の女性登用	本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	4.4% (平成29年7月)	7% (平成32年度末)
	係長相当職(本省)に占める女性の割合	22.2% (平成27年7月)	24.2% (平成29年7月)	30% (平成32年度末)
地方公務員の女性登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5% (14.5%) (平成27年)	9.8% (16.9%) (平成29年)	15% (20%) (平成32年度末)
	都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5% (31.6%) (平成27年)	22.4% (33.5%) (平成29年)	30% (35%) (平成32年度末)
民間企業の女性登用	課長相当職に占める女性の割合	9.2% (平成26年)	10.3% (平成28年)	15% (平成32年)
	係長相当職に占める女性の割合	16.2% (平成26年)	18.6% (平成28年)	25% (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率		70.8% (平成26年)	72.7% (平成28年)	77% (平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用の割合		男性:12.9% 女性:2.8% (平成26年)	男性:11.7% 女性:2.6% (平成28年)	5.0% (平成32年)
男性の育児休業取得率	国家公務員	3.1% (平成26年度)	8.2% (平成28年度)	13% (平成32年)
	地方公務員	1.5% (平成25年度)	3.6% (平成28年度)	13% (平成32年)
	民間企業	2.3% (平成26年度)	3.16% (平成28年度)	13% (平成32年)

II 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野)

項 目	計画策定時	最新値	成果目標
健康寿命(男女別)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	更新なし	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳 → 71.42 歳 女性:73.62歳 → 74.62 歳 (平成22年 →平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	41か所 (41都道府県) (平成29年11月)	各都道府県最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,771件 (平成26年度)	36,620件 (平成28年度)	前年度以上 (毎年度)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野)

項 目	計画策定時	最新値	成果目標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年)	男性:70.4% 女性:63.3% (平成28年)	男女とも100% (平成32年)
待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	26,081人 (平成29年4月)	解消をめざす (平成29年度末)*
大学学部段階修了者の男女割合	男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年)	男性:54.6% 女性:45.4% (平成26年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める(平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	14.9% (平成29年)	30% (平成32年)

*「子育て安心プラン」(平成29年6月)により、「遅くとも平成32年度末までに解消」とされている。

IV 推進体制の整備・強化

項 目	計画策定時	最新値	成果目標
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年)	市区:96.4% 町村:56.5% (平成29年)	市区:100% 町村:70% (平成32年)

第2次安倍内閣発足時からの女性活躍の進捗

第2次安倍内閣以降、女性活躍の取組が急速に拡大。機運が高まり、国内外での連携・共鳴が広がっている。

○第2次安倍内閣以降の取組

- 「日本再興戦略」及びその改訂版に明記
成長戦略の中核に女性の活躍を位置付け(2013年～)
- 「待機児童解消加速化プラン」の策定(2013年)
- 育児休業給付の充実(2014年4月施行)
- 「国際女性会議WAW！」を開催(2014年9月、2015年8月、2016年12月、2017年11月)
- 「女性活躍加速のための重点方針」の策定(2015年～)
女性活躍の加速の観点を、各府省の概算要求等に反映することを目的として毎年策定
- 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定(2015年12月)
男女共同参画・女性活躍推進に係る今後5年間の基本的な方向などを定めた法定計画
- 国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針の決定(2016年3月)
- 「女性活躍推進法」が完全施行(2016年4月)
- G7伊勢志摩サミットの首脳会合及び全ての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)(2016年5月)
- 「子育て安心プラン」の公表(2017年6月)
- 刑法の一部改正法の施行(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)(2017年7月)
- 国家公務員の旧姓使用の拡大(2017年9月)

○内外への影響

- 女性の就業者数は**205万人**増加
(男女合計254万人増、2012.11と2017.11との比較)
- 子育て期(25～44歳)の女性の就業率が上昇
67.8%(2012年) ⇒ **72.7%**(2016年)
- 第1子出産前後の妻の継続就業率
これまで4割前後で推移 ⇒ **53.1%**(2010～14年)
- 上場企業の女性役員数が2倍以上に増加
630名(2012年7月) ⇒ **1,510名**(2017年7月)
- 民間企業(100人以上)の役職者に占める女性の割合が上昇
係長級 14.4%(2012年) ⇒ **18.6%**(2016年)
課長級 7.9%(2012年) ⇒ **10.3%**(2016年)
部長級 4.9%(2012年) ⇒ **6.6%**(2016年)
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合が上昇
・本省課室長相当職
2.7%(2013年1月) ⇒ **4.4%**(2017年7月)
・指定職相当
1.6%(2013年1月) ⇒ **3.8%**(2017年7月)
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が行動宣言を公表(2014年6月)、賛同者も増加
9名(2014年6月) ⇒ **158名**(2017年11月)
- UN Women が、ジェンダー平等を推進する世界の政治的トップリーダー10人に安倍総理を、世界のトップ大学10校に名古屋大学を選出(2015年6月)

基本的な考え方

- ・2016年4月の女性活躍推進法完全施行により、我が国における女性活躍は新たなステージへ
- ・次のステップとして、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革及び男性の暮らし方・意識の変革の推進と女性活躍情報の見える化の徹底と活用の促進により、**各界各層、全国各地における自発的な取組**につなげ、**女性活躍の好循環**を生み出していく

各界各層の自発的な取組の促進

女性活躍情報の
見える化の徹底、活用の促進

働き方改革、男性の暮らし方・
意識の変革の推進

安全・安心な暮らしの実現、基盤整備

女性活躍情報の「見える化」の徹底、活用の促進

- ・「女性活躍推進法「見える化」サイト」や、「女性の活躍推進企業データベース」の充実
- ・女性活躍情報等を活用した指数やランキングなど活用事例の周知、女性活躍推進法の施行状況を踏まえた情報公表制度の強化策等の検討
- ・機関投資家等を対象とした女性活躍情報等を活用したESG投資(※)への取組状況等の調査や、「女性役員情報サイト」の二か国語化など、資本市場等における「見える化」の推進

※ 環境(Environmental)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素を投資判断に組み入れている投資手法であり、特に「社会」や「ガバナンス」の分野において女性の活躍が企業経営等にプラスの影響を与えると考えられている

- ・理工系女子学生のスキルと産業界が求めるスキルを「見える化」するwebシステムの利活用の促進
- ・男性の育児休業の取得状況「見える化」の促進 など

あらゆる分野における女性の活躍の促進

- ・「働き方改革実行計画」等を踏まえた女性活躍に資する働き方改革の推進
- ・育児休業や介護休業の円滑な取得・職場復帰による継続就業を支援するための取組の推進
- ・男性の暮らし方・意識の変革に向けた育児休業や配偶者の出産直後の休暇の取得促進等
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた女性アスリートの活躍の推進
- ・「女性自衛官活躍推進イニシアティブ」に基づく女性自衛官の活躍の推進及びその前提となる環境整備 など

安全・安心な暮らしの実現、基盤の整備

- ・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進
- ・外出時や夜間等の授乳において簡便な乳児用液体ミルクの普及に向けた取組
- ・パスポートにおける旧姓併記など旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組 など

女性活躍加速のための重点方針2017 (平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

I あらゆる分野における女性の活躍

○女性活躍に資する働き方改革の推進

・「働き方改革実行計画」等を踏まえ、以下の取組を推進

ー長時間労働の是正

ー非正規雇用労働者の正社員転換や**同一労働**

同一賃金などの待遇の改善

ーテレワークの推進等、多様で柔軟な働き方の推進

ー各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

○男性の暮らし方・意識の変革

・**男性の育児休業**の取得状況の「見える化」の推進、**「男の産休」**の取得促進、男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向けた官民連携による国民全体の気運醸成

○あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

・女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の**「見える化」の徹底**・活用の促進

・理工系を始めとする科学技術・学術分野の女性活躍

・起業に対する支援の強化

・**地域女性活躍推進交付金**の効果的な活用¹の促進、地域に根差した組織・団体における取組の推進、先進的な取組事例の収集・情報発信

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた**女性アスリートの活躍**の推進

II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

・性犯罪・性暴力被害者のための**ワンストップ支援センター**の設置促進

・犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実や性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について全国共通の短縮ダイヤル番号(＃4桁番号)を導入

・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく**若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組**の推進、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、婦人保護事業の在り方検討

○女性活躍のための安全・安心への支援

・子供の未来応援国民運動の推進、養育費の履行の確保に向けた検討等**ひとり親家庭等への支援**の拡充

○生涯を通じた女性の健康支援の強化

・**女性の健康増進**に向けた取組

III 女性活躍のための基盤整備

○子育て、介護基盤の整備

・幼児教育・保育等の「量的拡充」及び「質の向上」、**待機児童の解消**や**介護離職ゼロ**に向けた保育士、介護人材の処遇改善

・企業主導型保育事業の活用等による**多様な保育の受け皿の拡充**、「**子育て安心プラン**」に基づく**待機児童解消等の取組の推進**

○女性活躍の視点に立った制度等の整備

・短時間労働者への被用者保険の適用拡大や配偶者手当の見直しに向けた取組

・マイナンバーカード、パスポート等における**旧姓併記**、銀行口座等における**旧姓使用の拡大**に向けた取組

女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を 公共調達等において評価する取組について

1. 取組の概要

- **女性活躍推進法第20条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」**（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）により、各府省が、価格以外の要素を評価する調達（**総合評価落札方式・企画競争方式**）を行うときに、契約の内容に応じて、**ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定（えるぼし認定等）の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業）**を加点評価する取組。
- **国の全26機関が平成28年度から取組を開始（これまでに19機関が全面実施。）。**



2. 平成28年度における取組状況

- 取組開始初年度となる平成28年度の取組状況は、次のとおり。

平成28年度 取組対象となる調達規模	金額:約4兆2,900億円(100%)	件数:約43,700件(100%)
うち 平成28年度 取組済調達規模	金額:約 6,200億円(14.5%)	件数:約 8,500件(19.5%)
うち 平成29年度以降 取組予定調達規模	金額:約3兆6,700億円(85.5%)	件数:約35,200件(80.5%)

旧姓の通称としての使用の拡大

「女性活躍加速のための重点方針2016」、「同2017」（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づき、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進めている。



1 国家公務員

平成29年8月、対外的な法令上の行為を含め原則として旧姓使用を認める各省庁間申合せ

（注1）国会の衆参両院においては、公式に使用する議員の名称として、旧姓も認められている。

（注2）裁判所職員については、平成29年9月1日から、判決文等の裁判関係文書についても旧姓使用が認められている。

2 マイナンバーカード等

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、総務省において準備中（1741市区町村の既存住基システムの改修等）

3 旅券

平成31年度を目途に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、外務省において引き続き検討中（国際標準や諸外国の運用も考慮に入れた検討）

4 銀行口座等

口座開設等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、関係機関等へ働きかけ（平成29年7月、内閣府より全銀協等の関係団体へ協力を要請する文書を発出）

旧姓の通称としての使用の拡大

(参考) 旧姓の通称としての使用の拡大に関する「女性活躍加速のための重点方針2016」及び「同2017」での記載

女性活躍加速のための重点方針2016 (抜粋)

平成28年5月20日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

III 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。

さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。

女性活躍加速のための重点方針2017 (抜粋)

平成29年6月6日
すべての女性が輝く社会づくり本部決定

III 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

① マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。

② 旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討

旅券について、平成31年度を目途に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

③ 銀行口座等の旧姓使用

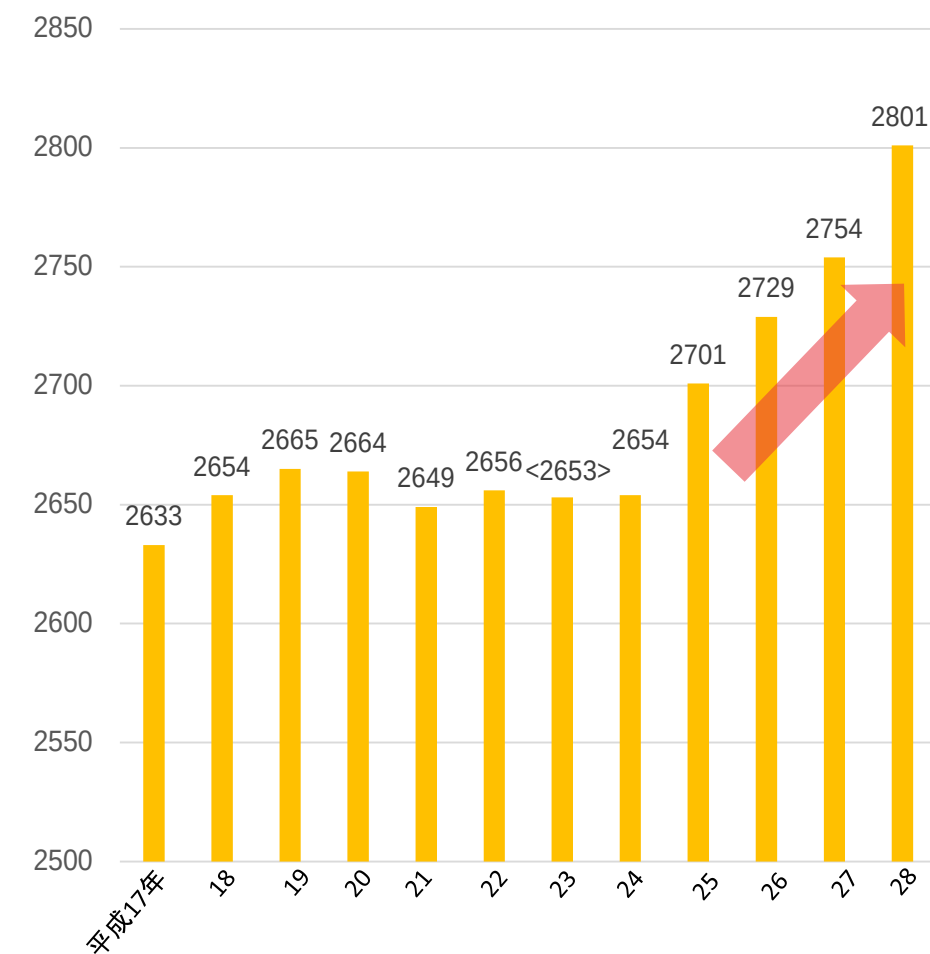
銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。

女性就業者数・就業率の推移

【女性の就業者数の推移】

安倍政権発足後約4年で、女性の就業者数は約150万人増加

(万人)



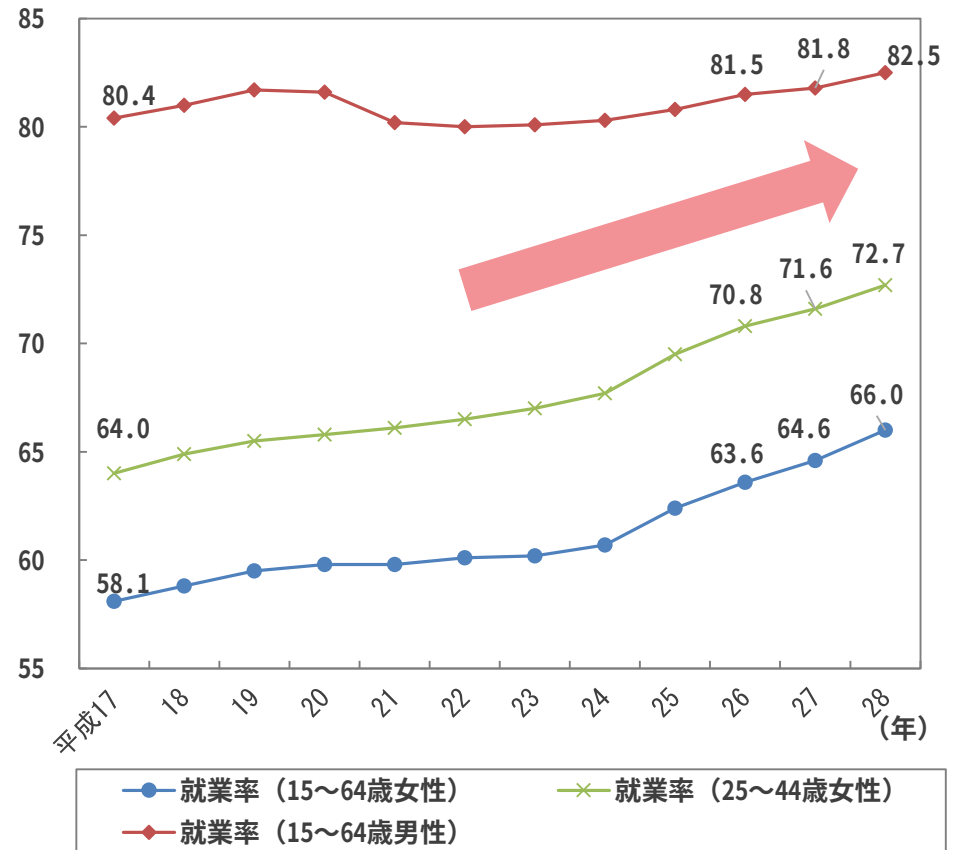
(備考)

- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 平成23年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

【女性の就業率の推移】

安倍政権発足後、子育て期の女性を含め、女性の就業率が大幅に上昇し、取組が加速

(%)

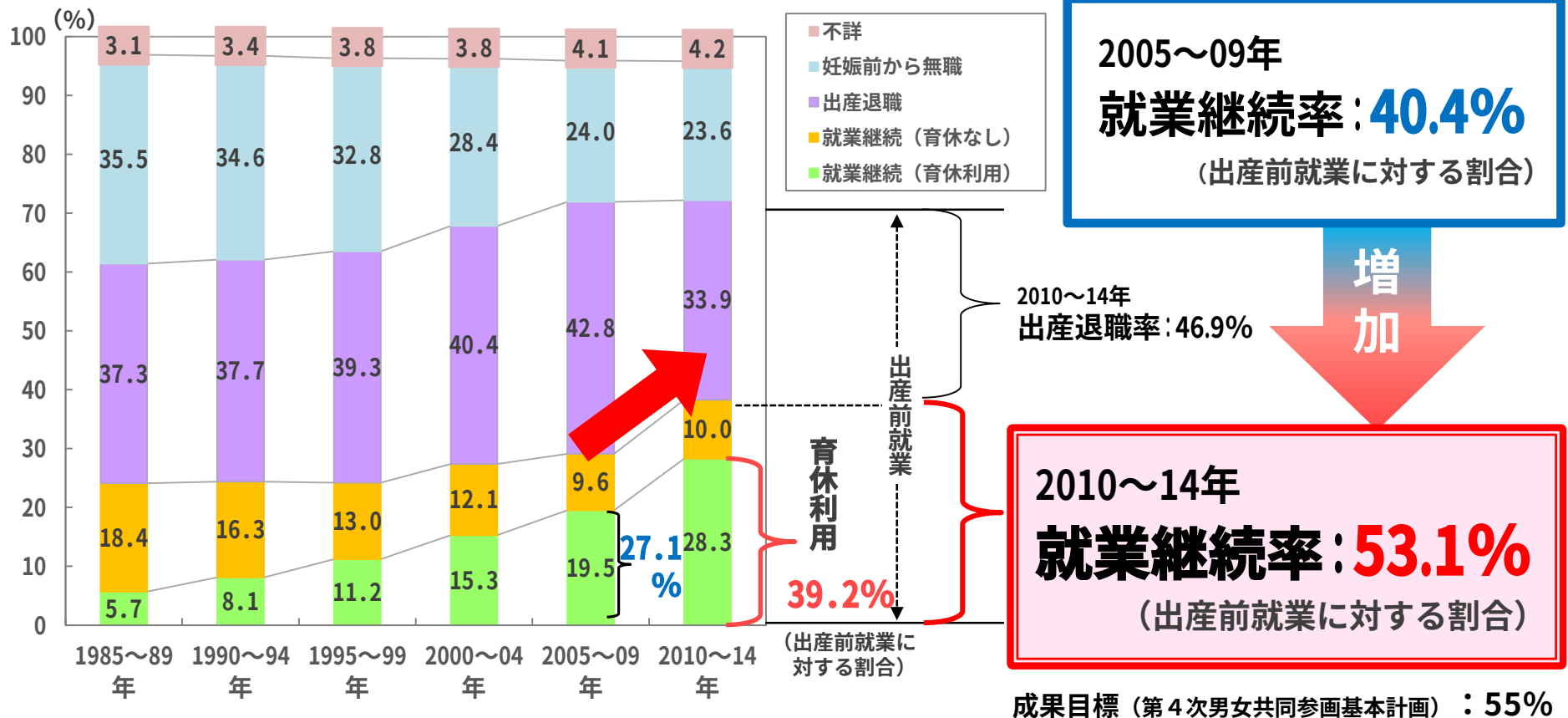


(備考)

- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業継続率

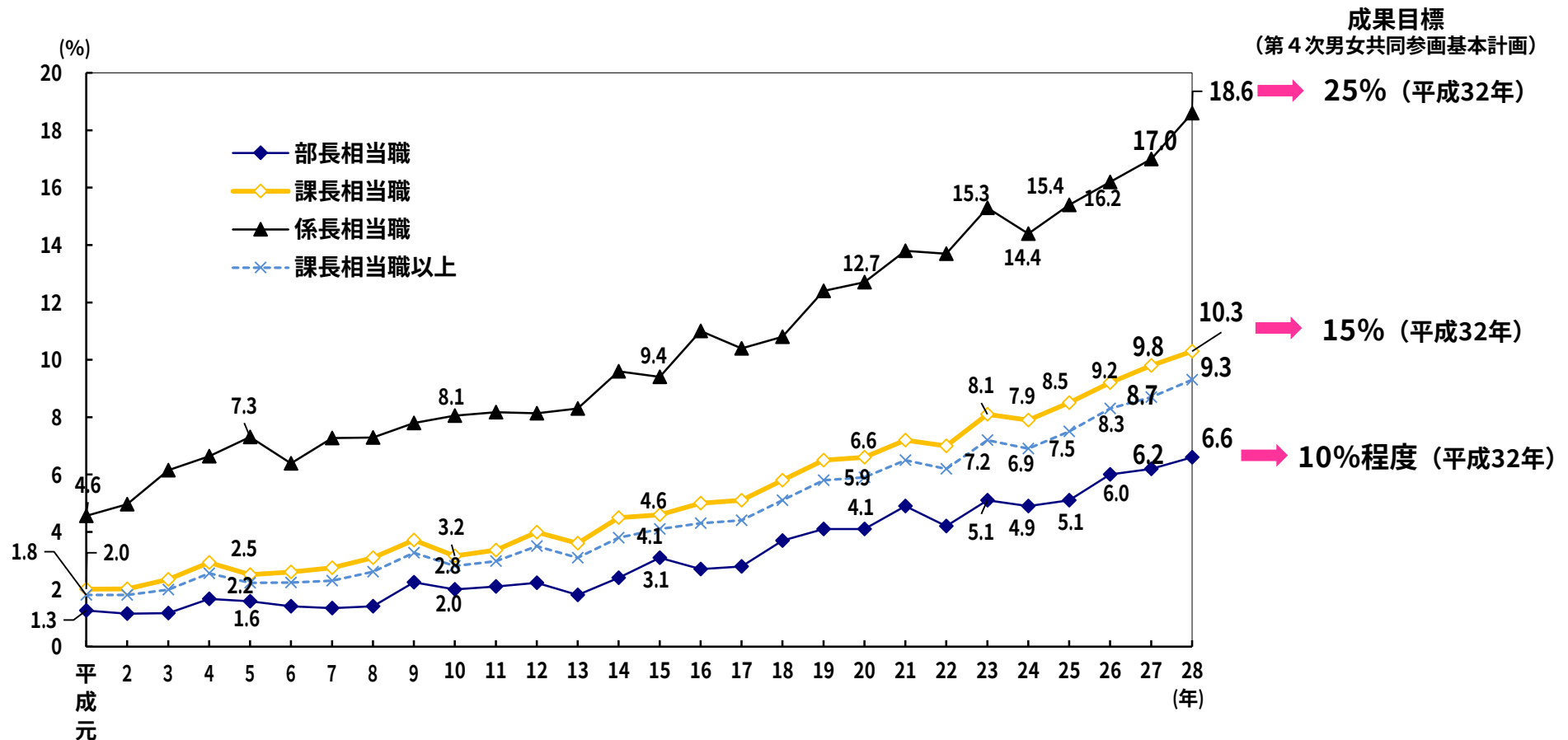
これまで40%前後で推移していた第1子出産後の就業継続率は近年高まっている。



(備考)

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」により作成。
2. 対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。第12回～第15回調査の夫婦を合わせて集計した（客体数 12,719）。
3. 就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化を見たもの。

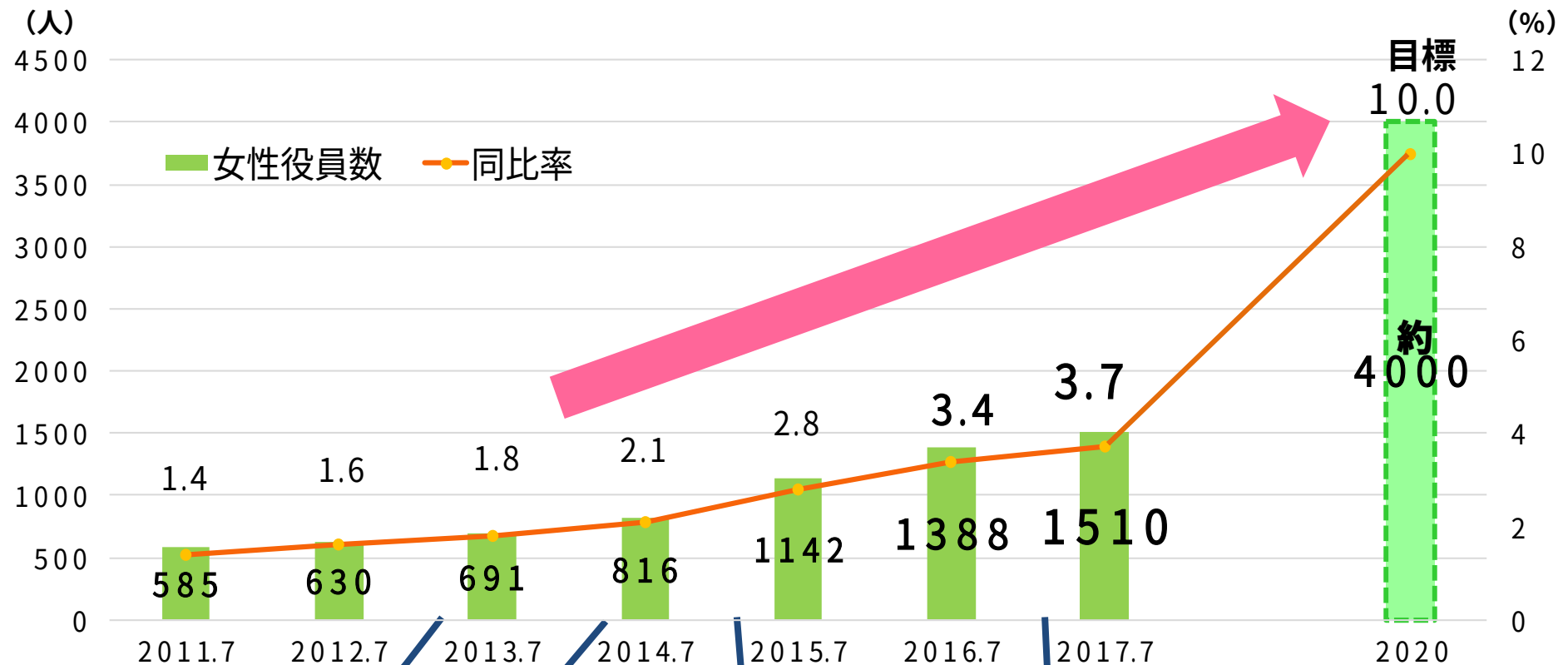
民間企業の管理職等に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。
 3. 課長相当職以上は、課長相当職+部長相当職の値。
 4. 管理職の定義について
 ・部長級: 事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの
 ・課長級: 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの

上場企業の女性役員数の推移

- 2007～2011年までの4年間で0.2ポイント増加と、ほぼ横ばいで推移
- 総理から経済界への要請を挟む2012～2017年は、5年間で約2.4倍に増加と、取組が加速
- また2017年7月には、女性役員数が1,500人超となった（昨年比122人増）



総理から経済団体への要請①

(2013年4月)

- ①上場企業は役員に1人は女性を登用
- ②育児休業等を取得しやすい職場環境を整備

総理から経済団体への要請②

(2014年6月)

- ①女性登用に向けた目標を設定
- ②女性登用状況等の情報開示を推進

有価証券報告書に係る内閣府令改正 (2015年3月31日施行)

役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付け

女性役員候補人材の育成研修を開始
(2017年1月～、内閣府・経産省)

出典：東洋経済新報社「役員四季報」(2017年版)

(注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。

「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

上場企業における女性役員の状況 2017

「上場企業役員に占める女性の割合」成果目標 (H27) 2.8% → 10%を目指す (H32)

(第4次男女共同参画基本計画：
平成27年12月25日閣議決定)

安倍総理から経済界へ要請 (H25.4)

「全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。まずは役員[※]に一人は女性を登用していただきたい。」



※取締役、会計参与、監査役、執行役及び執行役員

有価証券報告書への女性役員比率の記載を義務化 (内閣府令 第27.3.31 施行)

⇒政府の更なる取組は

<http://www.gender.go.jp/> に掲載 (男女共同参画局HP)

近年急速に増加
更なる取組で、目標達成を



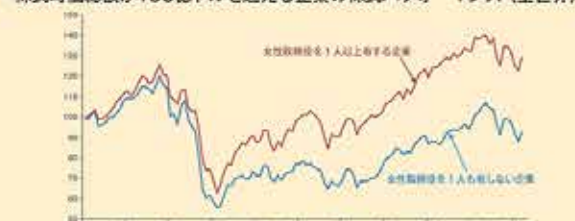
（出典）東洋経済新報社「投資白書編」（2017年版）

【注】調査時点：原則として毎年7月31日現在

脚本対簿：フヤスタツと堀江也夜夜も文上堀江某。役員は取調役。監査役。徳島森井氏等は堀江社の代表執行役員と見做す。

多様性は企業価値にプラスの効果

株式時価総額が100億ドルを超える企業の株式パフォーマンス（全世界）



(出典) Credit Suisse Research Institute "The CS Gender 3000 Women in Senior Management"

(注) 2006年1月を100とし、各ポートフォリオの特色価額を1年後の時点で算出。各年末に特価額算出及び特徴価額の算出。ポートフォリオの特色価額は、修正後ポートフォリオの特色価額から算出された。

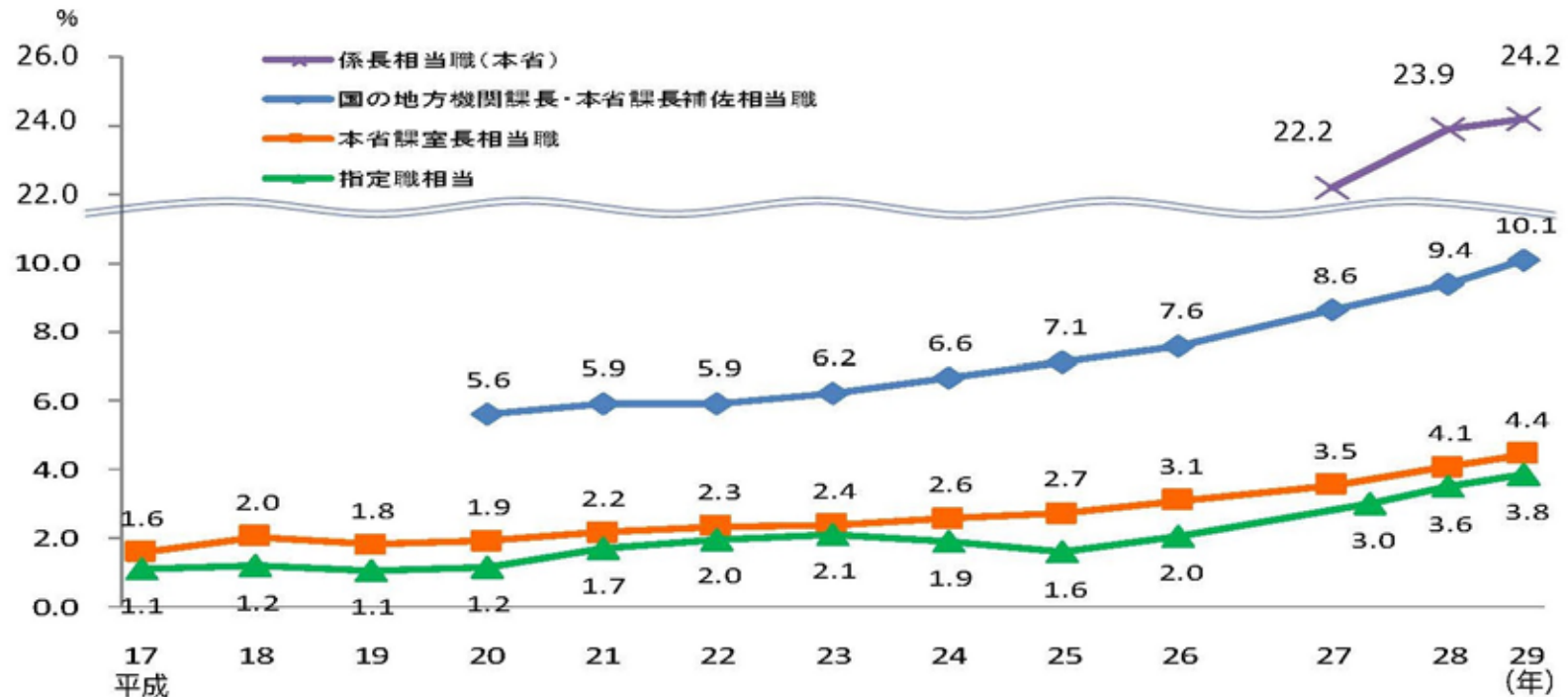
女性役員が活躍する企業

※業種別に、女性役員比率が高い順に相対。同率の場合は、女性役員数順。(女性役員数が同数の場合は、証券コード順)

④ 内閣府男女共同参画局

国家公務員の女性登用状況

国家公務員の本省課室長相当職等の各役職段階に占める女性の割合は、近年高まっている。



○各役職段階における女性国家公務員の登用状況(平成29年7月)

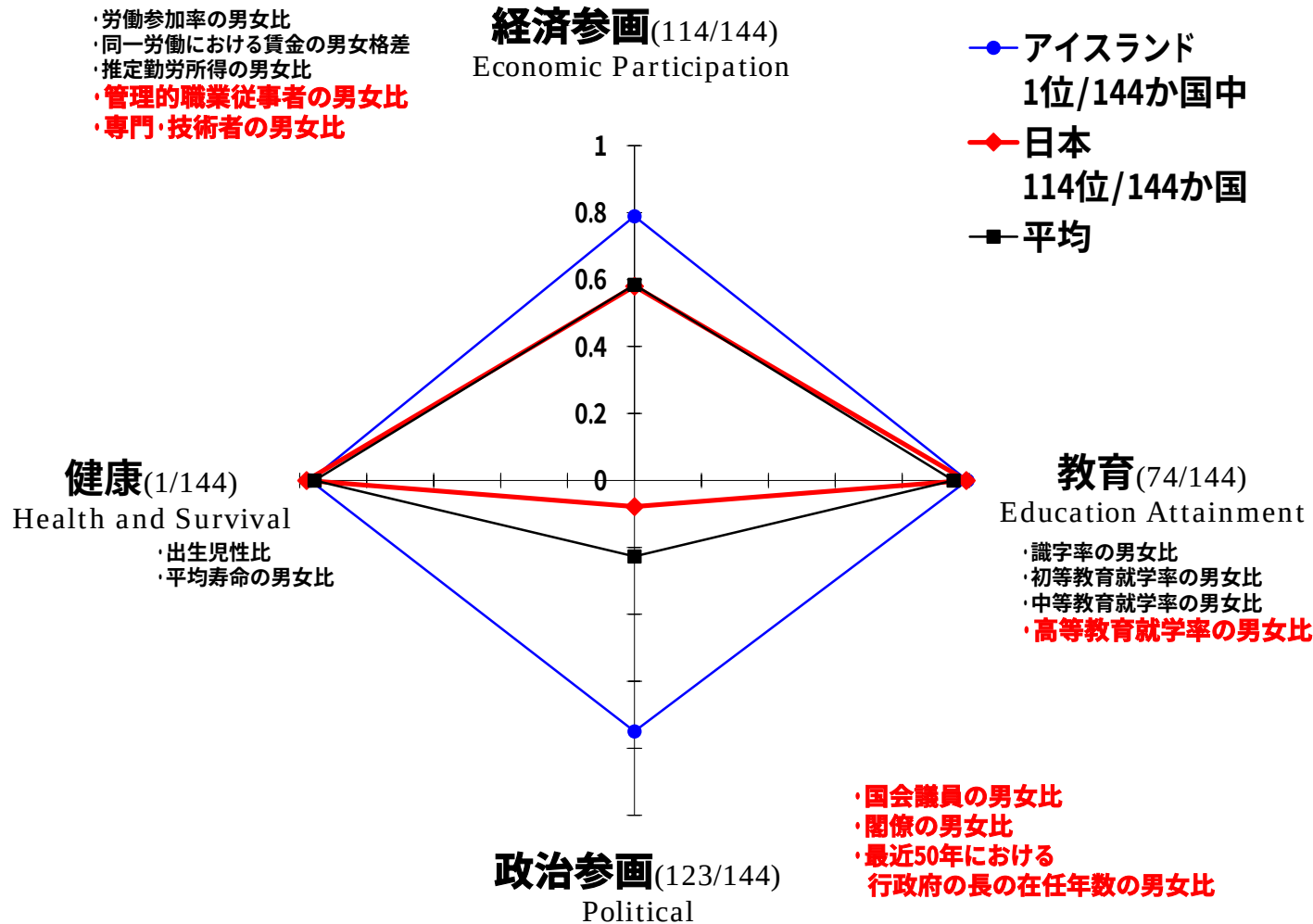
・本省課室長相当職: 4.4% ・国の地方機関課長・本省課長補佐相当職: 10.1% ・係長相当職(本省): 24.2%

※「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。

(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

ジェンダー・ギャップ指数・2017年

○ 各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、日本は144カ国中114位。



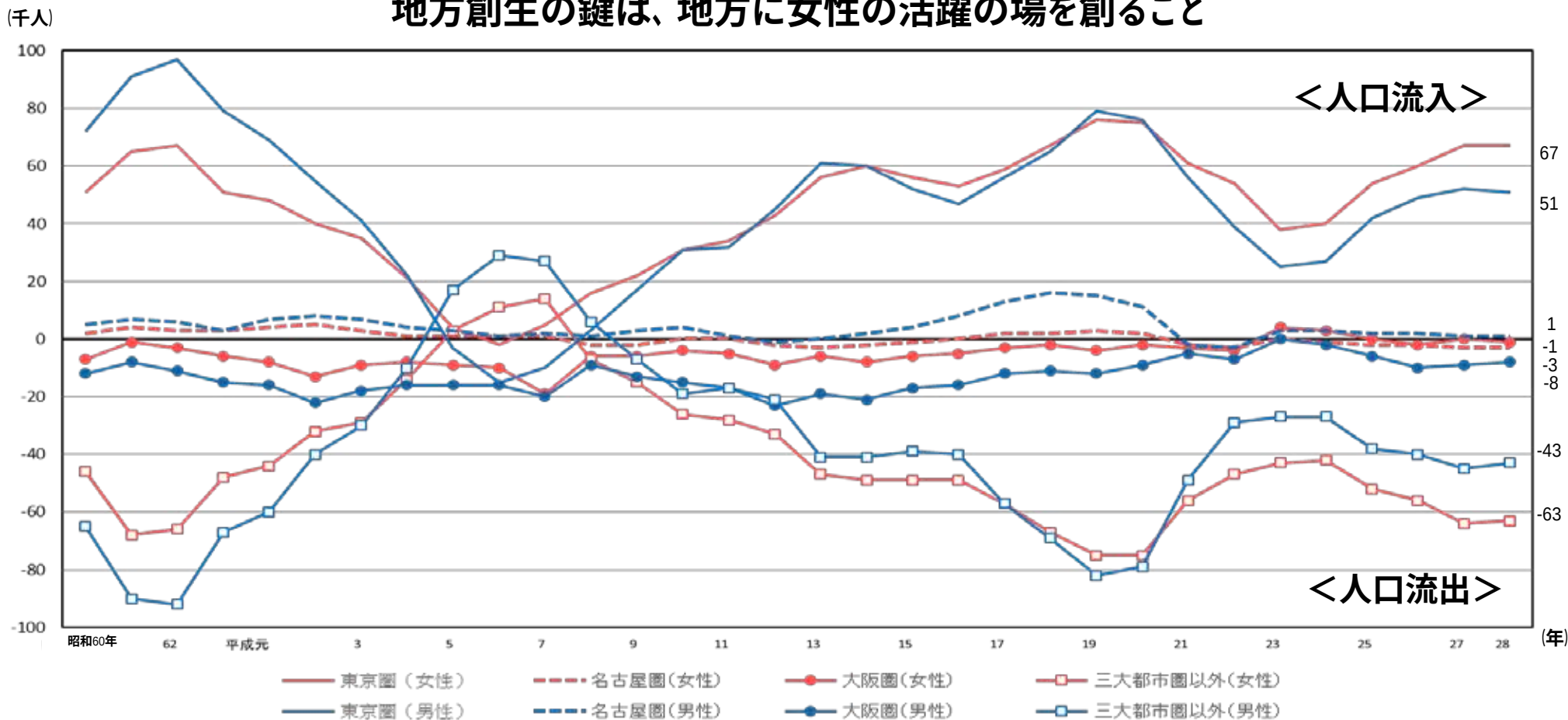
順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
49	アメリカ	0.718
71	ロシア	0.696
82	イタリア	0.692
100	中国	0.674
114	日本	0.657
118	韓国	0.650

(備考1) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
(備考2) 世界平均よりスコアが低い項目は赤字で記載

圏域別の転入超過数の推移 (男女別, 昭和60年→平成28年)

・三大都市圏以外からの人口流出は、女性の方が男性よりも圧倒的に多いことが最近の特徴

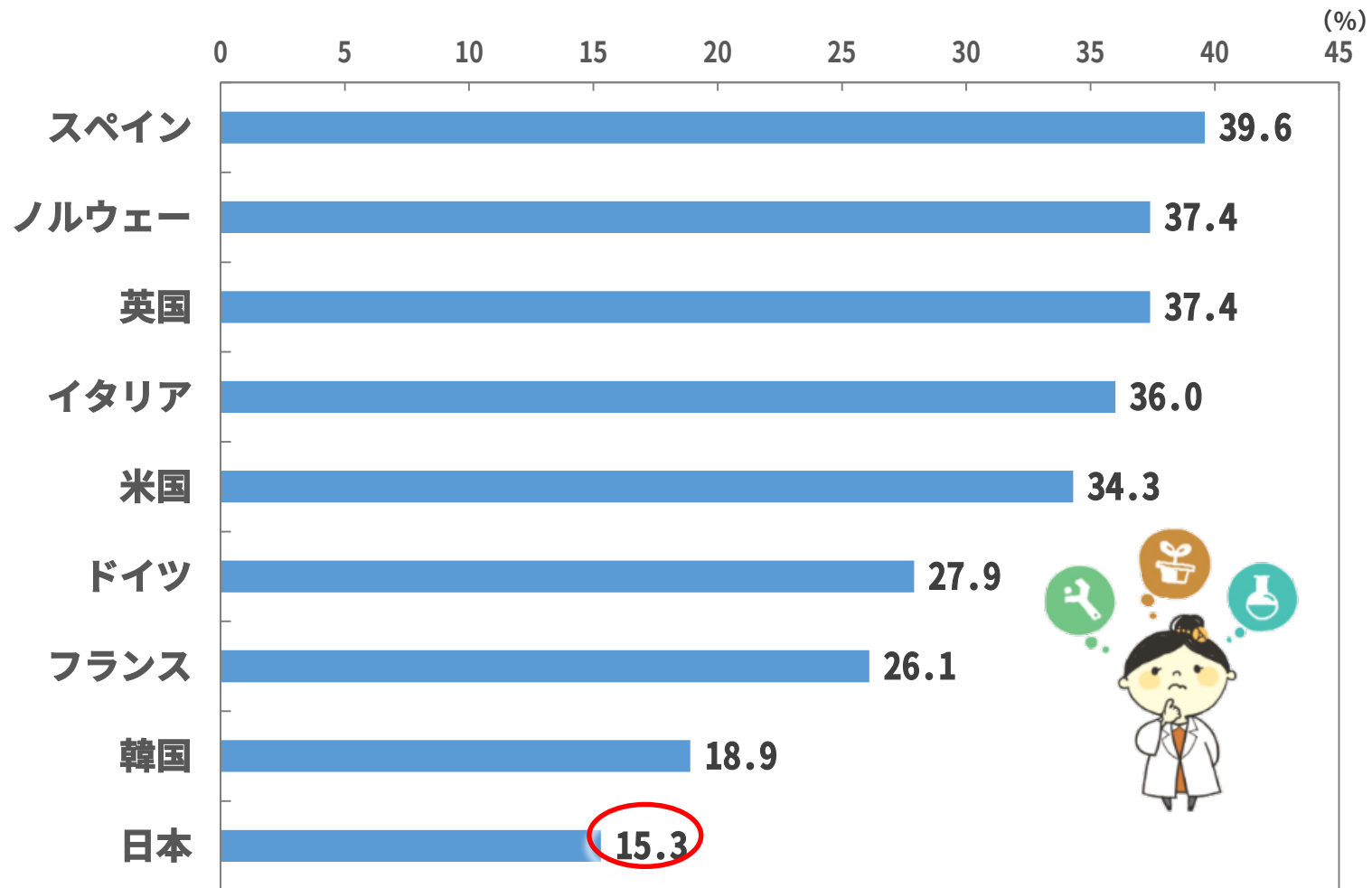
地方創生の鍵は、地方に女性の活躍の場を創ること



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。
2. 日本人移動者の値。
3. 圏域は、以下の通り分類している。
東京圏：埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県
名古屋圏：岐阜県, 愛知県, 三重県
大阪圏：京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県
三大都市圏以外：東京圏, 名古屋圏及び大阪圏に含まれない道県

諸外国の研究者に占める女性割合

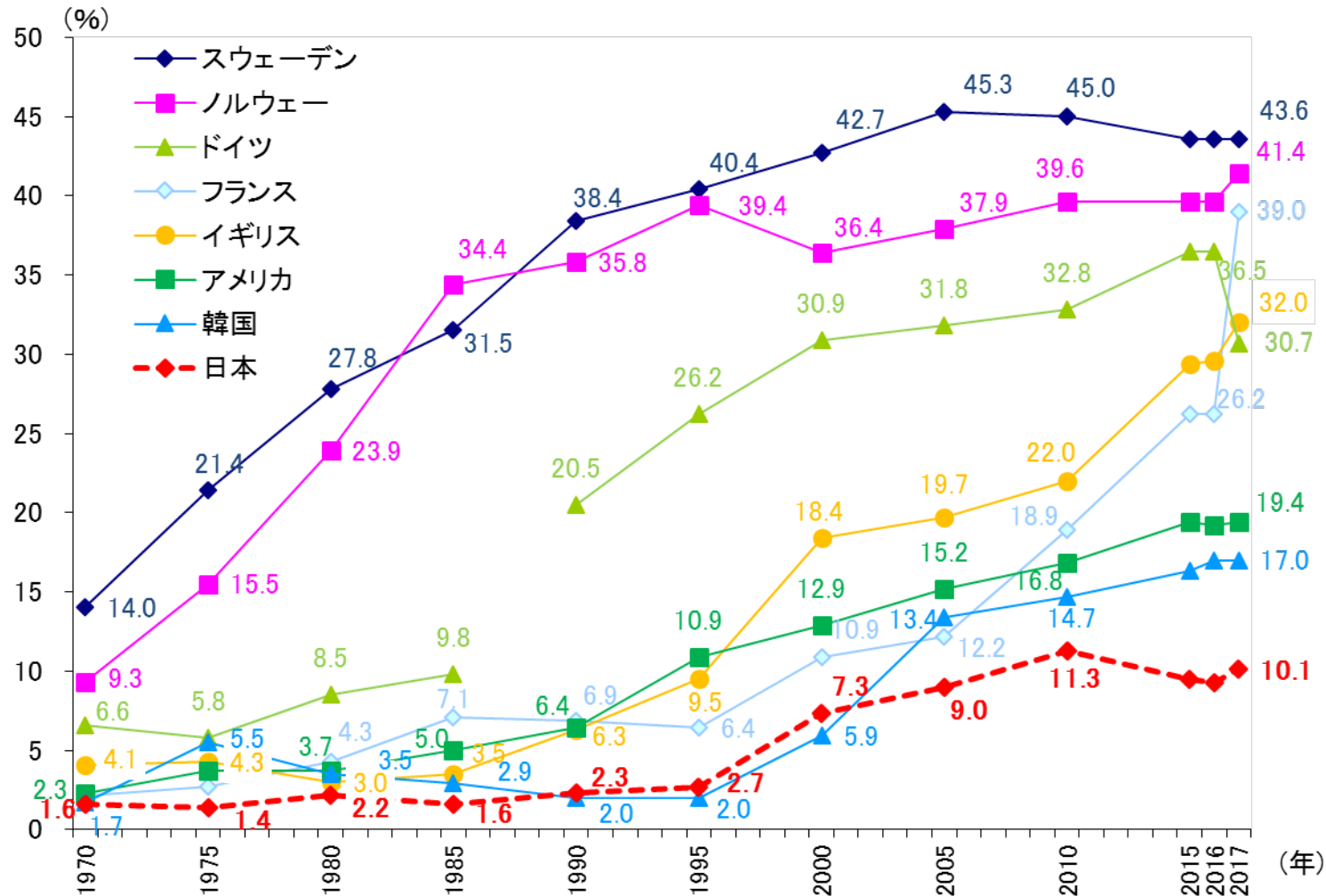
n 研究者に占める女性の割合は、他の先進諸国と比べて低い。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」, OECD“Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators 2016”より作成。
2. 日本の数値は, 2016 (平成28) 年の値。韓国は2015 (平成27) 年値, ドイツは2013 (平成25) 年値, その他の国は2014 (平成26) 年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は, 雇用されている科学者 (Scientists) における女性割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者 (Engineers) を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者割合は29.0%。

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

日本の国会議員に占める女性割合は上昇傾向にあるものの、先進諸外国との格差は大きい。



(2017年12月現在)

国名	順位	割合
スウェーデン	5	43.6
ノルウェー	10	41.4
フランス	14	39.0
イギリス	39	32.0
ドイツ	45	30.7
アメリカ	99	19.4
韓国	115	17.0
日本(※)	157	10.1

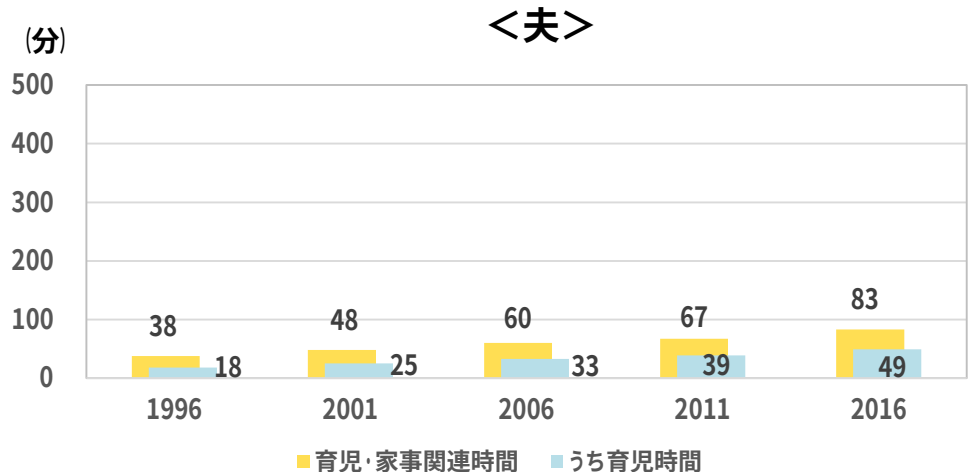
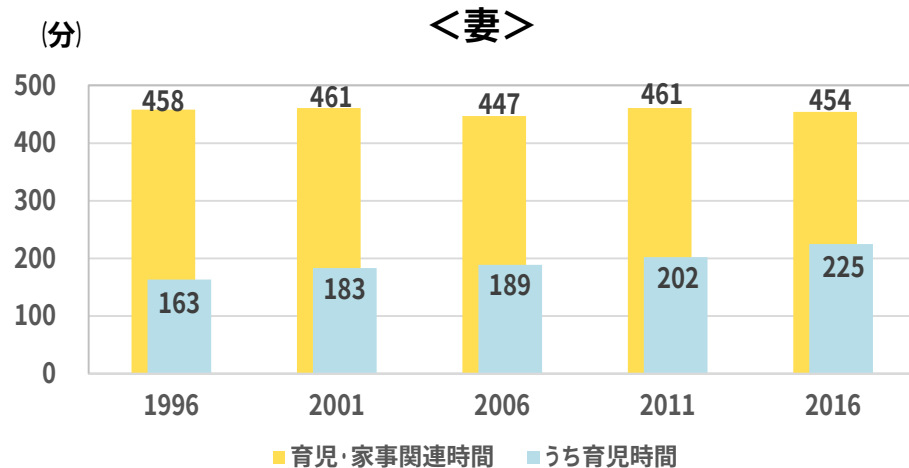
二院制の場合は下院の数字

(参考) 下院又は一院の女性割合の世界平均は23.6% (上院は23.2%)

- (備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2017年12月現在193ヵ国。
 2. 一院制又は下院における女性議員割合。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

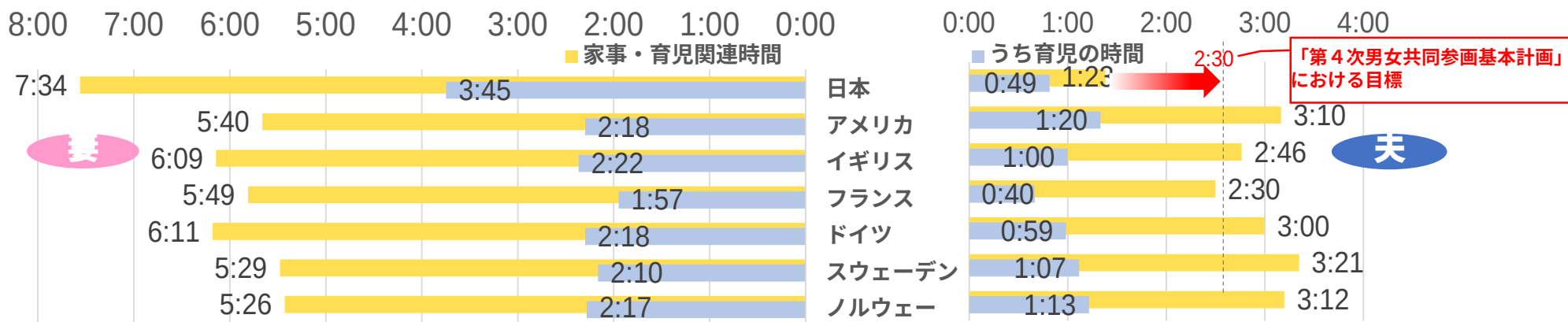
6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間

【6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間の推移】



- (備考)
- 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 - 育児・家事関連時間(太字の値)は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体平均)。
 - 数値は夫婦と子どもの世帯における6歳未満の子どもをもつ妻・夫の育児・家事関連時間。

【6歳未満の子どもをもつ夫婦の育児・家事関連時間(1日当たり) —国際比較—】



※「第4次男女共同参画基本計画」における2020年の6歳未満の子どもを持った夫の育児・家事関連時間は2時間30分が目標。
 総務省「平成28年社会生活基本調査」、Bureau of Labor Statistics of U.S. “American Time Use Survey” (2016)及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。

地方公共団体が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」整備状況（41か所）

（平成29年12月1日現在）

番号	地方公共団体名	名 称
1	北海道/札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター
3	岩手県	はまなすサポート
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター (ほっとハートあきた)
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター (べにサボやまがた)
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関「S A C R A ふくしま」
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城
9	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター (S a v e ぐんま)
11	埼玉県	彩の国 犯罪被害者ワンストップ支援センター (性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン)
12	千葉県/千葉市	千葉性暴力被害支援センター ちさと
		千葉犯罪被害者支援センター
13	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター (性暴力救援ダイヤルNaNa)
14	神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター『かならいん』
		かながわ犯罪被害者サポートステーション
15	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた
16	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター (パープルサポートいしかわ)
17	福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」
18	長野県	長野県性暴力被害者支援センター (りんどうハートながの)
19	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター
20	愛知県	ハートフルステーション・あいち
21	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ
22	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (S A T O C O)
23	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (京都SARA (サラ))

番号	地方公共団体名	名 称
24	大阪府	性暴力救援センター・大阪SACHICO
25	兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」
26	和歌山県	性暴力救援センター和歌山 (わかやまmine (マイン))
27	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)
28	島根県	性暴力被害者支援センター たんばぼ
29	岡山県/岡山市	被害者サポートセンターおかやま (性犯罪被害者等支援センターおかやま)
30	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま
31	山口県	山口県男女共同参画相談センターで 性暴力被害者支援システム「あさがお」を運用
32	徳島県	性暴力被害者支援センター 「よりそいの樹とくしま (中央・南部・西部) 」
33	香川県	性暴力被害者支援センター (オリーブかがわ)
34	福岡県/福岡市/北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか
35	佐賀県	性暴力救援センター・さが (さがmirai)
36	長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」
37	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター (ゆあさいどくまもと)
38	大分県	おおいた性暴力救援センター (すみれ)
39	宮崎県	性暴力被害者支援センター (さぼーとねっと宮崎)
40	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称・FLOWER)
41	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター
42	富山県	(平成30年3月 開設予定)
43	山梨県	(平成30年4月 開設予定)
44	静岡県	(平成30年度 開設予定)
45	奈良県	(平成30年度 開設予定)
46	愛媛県	(平成30年度 開設予定)
47	高知県	(平成30年度 開設予定)